

日本監査役協会・誕生前夜(上)

—監査役センターの発足から監査役協会設立までの歩み

氷室 昭彦 (ひむろ あきひこ)

合同会社CLC 代表社員 (元・公益社団法人商事法務研究会 理事)

はじめに

公益社団法人日本監査役協会（以下、「監査役協会」という）は、2024年5月17日、設立50周年を迎える。現在、約9,600人の会員を擁し、東京本部を始め大阪、名古屋、福岡にも支部を設置し、我が国のコーポレート・ガバナンスの向上に大きな影響力を持つ実務家団体として活発な事業活動を展開している。2024年4月に開催される「監査役全国会議」は、1975年10月に開催された第1回から数えて通算98回目となり、翌2025年には100回目を迎えることになる。1979年にスタートした「監査役スタッフ全国会議」の開催回数も既に45回を数えた。監査役協会は、半世紀にわたり正に日本の監査制度の変遷とともに歩んできた。

そこで、監査役協会が設立50周年という大きな節目を迎えた現在、当協会会員や理事者はもとより、事務局関係者も設立時の状況を知る方はほとんどいないことに鑑み、当時の経済・社会情勢や企業を取り巻く状況、昭和49（1974）年商法改正に至るまでの経過をたどりなが

ら、監査役協会の前身である「監査役センター」（以下、「センター」という）の発足から監査役協会設立までを振り返ってみたい。

一つの組織や団体を作り、発展させていく上で、「天の時、地の利、人の和」の三つの条件がそろわなければならない。監査役協会に関していえば、「時」は、正に監査制度に関し商法の大改正が行われた昭和49年であり、「地」は、センターを中心とする地道な活動であり、「人」は、何といたっても監査役の実務家団体を作りたいという監査役集団の総意（熱意）であり¹⁾、立法作業を牽引した人々の努力、そして、監査役協会設立の実際の作業に関わった裏方（事務局）の大きなエネルギーである。

昭和49年商法改正

監査役協会設立の最大の原動力になったのは、監査役に業務監査権限が付与され、現在の監査制度の原型ともなった昭和49（1974）年商法改正であるが、同改正法が成立するまでには長い道のりがあった²⁾。

監査制度について審議がスタートしたのが、1966（昭和41）年11月に再開された第41回法制審議会商法部会（以下、「商法部会」という）で³⁾、翌年3月には、法務省から「監査制度に関する問題点」として、以下の〈4案〉が示され、実質的な審議が開始された。

- | |
|-------------------------------------|
| 〈A案〉 監査役が会計監査を行うことを維持した上で、その権限を強化する |
| 〈B案〉 監査役が業務監査を行うこととして、その権限を強化する |
| 〈C案〉 監査役会を設けて、その監査機能を強化する |
| 〈D案〉 監査役制度を廃止して、取締役会の業務監査機能を強化する |

〈A案〉は、1974（昭和49）年改正前の商法の制度、〈B案〉は、1950（昭和25）年改正前の商法の制度、〈C案〉は、ドイツ株式法の制度、〈D案〉は、アメリカ会社法の制度を範とするものである。このうち、〈C案〉、〈D案〉とも、当時の我が国の実情からみて採用することは困難であり、早々に検討対象から外され、〈A案〉、〈B案〉について検討が重ねられた。

1968（昭和43）年1月31日に開催された第44回商法部会において、〈B案〉を前提に審議を進めることが決定され、法務省民事局参事官室は、同年9月、「株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案」を公表し、関係各界に意見を照会した⁴⁾。そして、1969（昭和

44）年7月、「株式会社監査制度改正要綱案」が公表され、1970（昭和45）年3月には「商法の一部を改正する法律案要綱」が決定され、法務大臣に答申されたものの、商法改正法案は国会に提出されなかった⁵⁾。

その最大の理由は、会計監査を行う者の資格をめぐる税理士会等の強力な商法改正反対運動であり、政治運動であった。結局、1971～1972年にかけて国会に提出することができず、税理士会との調整もついた1973（昭和48）年3月に国会（衆議院）に提出されたが、参議院において審議未了で継続審査となり、翌1974（昭和49）年3月19日によりやく可決・成立する。正に、難産の末の新制度誕生であった⁶⁾。

当時、基本法を審議する法制審議会の権威は現在より高く、商法部会の委員は、関係官庁（法務省、大蔵省、通産省、裁判所等）を除くと、大学教授（商法、会計学）と企業関係者で占められていたが、商法改正には特に大企業の経営者の要望が大きな影響を持っていた⁷⁾。そして、審議の状況は、一般に公開されることはなかった⁸⁾。

監査役センターの設置

公益社団法人商事法務研究会（以下、「商事法務」という）が法務省所管の社団法人として設立されたのが、1956（昭和31）年6月で、前年10月には、機関誌『商事法務研究』が創刊されている⁹⁾。同誌発刊当時は発行元の名前も知られていない、十数頁の小雑誌であっ

た。後年、商事法務副会長に就任した大隅健一郎（京都大学名誉教授）は、「その当時の同誌は今からみるとすこぶる貧弱で、……私どもの目には、海のものとも山のものともわからない感じでした」と述べている¹⁰⁾。“総会屋”の発行する機関誌と間違われたこともしばしばあったという¹¹⁾。

商事法務の初代会長には、財界の重鎮の原安三郎（日本化薬社長）が就任し、1975（昭和50）年5月に2代目会長として鈴木竹雄（東京大学名誉教授）が就任するまでの20年間にわたり商事法務を統括した。経団連経済法規委員会の委員長や商法部会委員を務め、“財界監査役”の異名をとった¹²⁾。また、商事法務設立当初から、経済界出身の理事には、商法部会委員や企業会計審議会委員を務めた大住達雄（三菱倉庫社長・弁護士）等を始め財界・法曹界の論客、ご意見番が名を連ねた¹³⁾。

『商事法務研究』創刊時より、監査制度についても重要なテーマとして捉え、初期の論稿としては、神馬新七郎（川崎重工監査役）「〈時言〉監査制度存置の必要性」（商事法務17号（1956年3月15日））、大住達雄「〈時言〉正規の監査とは何か」、中村真澄（早稲田大学）「フランスにおける監査役制度」（商事法務19号（1956年4月5日））等が掲載された。

そして、監査役協会の前身であるセンターが商事法務の事業の一環として、教育事業部（現在のビジネス・ロー・スクール）内に設置されたのが、商事法務設立から13年後の1969（昭和44）年1月である。この頃、国内では全国的な

大学紛争がピークに達し、同月には東大安田講堂事件が起き、東大入試が中止された。日本のGNP（国民総生産）が西ドイツを抜いてアメリカに次ぐ第2位になるとともに、佐藤・ニクソン共同声明により、沖縄の返還が1972年を目途とすることが合意された年でもあった。

「監査役センター 会員募集」によると、活動内容として、①月例会の開催、②機関誌の発行、③基礎講座の開催、④分科会の設置、⑤連絡会・親睦会の開催が掲げられている¹⁴⁾。同年5月には、機関誌『月刊監査役』（以下、「本誌」という）が創刊され、以来継続して現在に至っている（通巻759号）¹⁵⁾。

センター発足当時、商事法務の主な事業は、機関誌『商事法務研究』（1972年に『商事法務』に誌名変更）を中心に、出版・セミナー事業のほか¹⁶⁾、企業の海外活動をサポートする「海外商事法務調査会」¹⁷⁾等であり、現在の「経営法友会」や「NBL」はまだ生まれていなかった¹⁸⁾。

商法部会で監査制度改正の審議が始まるや、『商事法務』誌上では、毎号にわたり、法務省担当官による解説を始め商法・会計学者の論稿、企業関係者の寄稿等々関連記事が掲載された¹⁹⁾。

原会長は、今後の監査役の在り方について、「〈新春随想〉監査制度の根本問題」と題して、「真に監査制度の実効を挙げるためには従来一部で行なわれていたお座なりな監査役選任はつつしむべきでこれからはこの重要な職務遂行に有能で、人格的にも立派な人を選ばねばならない。そしてかくの如き人材をその企業内から獲得するためには取締役級の俊英を撰

出し、給与も酬ゆるに多額をもってし、彼等が喜んでこの重大責任を果たすよう導かねばならない」と記している（商事法務436号（1968年1月5日/15日））。

さらに、本誌創刊号（1969年5月25日）では、原会長が「監査役に期待するもの」と題して、上記と同趣旨の論稿

を、大住理事が現在の監査役監査基準の原型となる『業務監査基準』作成に関する提案』を寄稿し、その後も、機関誌の制約（当時、会員限定の非売品）はあるものの、『商事法務』の執筆陣がこぞって寄稿するようになる。

（以下、次号）

【注】

- 1) 佐藤敏昭『監査役制度の形成と展望—大規模公開会社における監査役監査の課題』（成文堂、2010年）65頁。名古屋経済大学大学院の佐藤教授は、1978～2002年、監査役協会事務局に勤務した。
- 2) 上田純子「日本的機関構成への決断—昭和49年の改正、商法特例法の制定」『北澤正啓先生古稀祝賀論文集—日本会社立法の歴史的展開』（商事法務、1999年）369頁。
- 3) 当時、商法部会は常設の部会で、その下に小委員会や準備会が設置されることが多かった。
- 4) 試案に対して、12大学、39経済団体、7団体から意見書が提出された。

当時、法務省において商法改正を担当していたのは味村治民事局参事官である。味村参事官は検察官として初めて民事局に勤務し、1967年1月から1971年3月まで、担当参事官として改正作業に携わる（後任は、田辺明参事官）。その後、内閣法制局長官、最高裁判事を歴任した後、1994年、商事法務理事に就任。

立法関係の局議では、局付以上の全員が出席し、上下を問わず活発な議論が繰り広げられ、「民事局法学」なる言葉も生まれた。司法研修所同期（第1期）で、後に民事局長となる香川保一（元最高裁判事）が「不動産登記の香川」といわれたのに対し、「商業登記の味村」といわれた。当時の民事局の状況については、清水湛＝稲葉威雄他編『商法と商業登記—法曹生活五十年を顧みて—』〔座談会〕味村さんに聞く』（商事法務、1998年）765頁以下に詳しい。

- 5) 法律案要綱を策定した後、法律案の作成に取り掛かるが、団体調整、内閣法制局の審査、各省庁調整、与党審査等を経て、ようやく国会に提出される。国会審議の想定問答を作っている（大きな法案の場合、1,000問以上を作成する）、そのまま対応できるとは限らず、質疑前日の「国会答弁案の作成」は、徹夜状態で行われることも少なくない。深山卓也（最高裁判事）は、「民事法の立法者にとって、多大なエネルギーを要する負担の重い事務である」と記している（新堂幸司編集『日本法の舞台裏』（商事法務、2016年）71頁）。
- 6) 昭和49年改正商法は、審議開始から成立に至るまで長期間を要し、激しい議論が繰り広げられたこともあって、実に多くの関係記事が発表された。立法解説を始め、学者による論稿、実務解説、各種座談会から商法改正反対キャンペーンまで様々である。主要文献については、前田重行編集代表『戦後50年会社法史年表—商法改正に関する参考文献目録』（商事法務、1995年）及び前掲2）『日本会社立法の歴史的展開』413頁以下が詳しい。

特に、1966年から1974年までの間、1966年公認会計士法改正（監査法人制度の創設等）、1971年証券取引法改正（半期報告書制度の創設等）を踏まえながら商法監査制度創設までの流れを概観したものとして、川北博（公認会計士／監査法人トーマツ）『わが国監査制度の成長期—商法監査改善等—監査制度新展開への模索』（現代監査No.3（1992.11））35頁がある。

- 7) 中東正文＝松井秀征編『会社法の選択—新しい社会の会社法を求めて』（商事法務、2010年）58頁以下（山田泰弘（立命館大学教授）執筆）。本書は、商事法務創立50周年記念として企画され、巻

末には、①商法（会社法）改正関連国会質問・出席者等一覧、②附帯決議、③商法（会社法）部会開催状況、④委員・幹事名簿、⑤会社法史年表等が収録されている。

- 8) 三枝一雄『昭和49年商法改正と法制審議会商法部会一監査制度改革の基本的方向の決定まで』法律叢書第82巻第1号（2009.9）は、商法部会の審議経過について、議事速記録を詳細に紹介し、議論の状況を知ることができる。

第41回商法部会では、学者側の委員として、鈴木竹雄部会長のほか、大森忠夫（京都大学）、田中誠二（一橋大学）、西原寛一（大阪市立大学）、矢沢惇（東京大学）等が、幹事として、鴻常夫（東京大学）等が出席した。一方、経済界の委員として、原安三郎（日本化薬）、金子佐一郎（十條製紙）、大住達雄（弁護士）等が出席した。

さらに、第42回商法部会では、石井照久（東京大学）、小町谷操三（東北大学）、太田哲三（公認会計士）、黒沢清（横浜国立大学）等が加わった。

- 9) 1955（昭和30）年9月、任意団体（経営実務研究会）として発足し、同年10月『商事法務研究』を創刊。翌年6月、社団法人商事法務研究会として設立。公益法人制度改革に伴い、2012年4月から公益社団法人に移行。

公益法人設立の認可申請をした際の法務省民事局長は、村上朝一（後の最高裁長官）で、その際のいきさつについて、創業者の鈴木光夫（専務理事）は以下のように記している（『村上朝一追想録』（1988年）164頁）。

「一趣旨はわかった。出来る限り応援してやろう。但し条件がある。一切政治的な動きをされては困る—それ以上、何も言われぬ。……その時点で、社団法人商事法務研究会の設立と、『旬刊・商事法務』の創刊が決まったといってよいであろう。……村上さんは、商事法務研究会の産みの親というべき方である」。

さらに村上局長は、長野潔弁護士を理事に推挙するとともに、鈴木竹雄教授を紹介する（長野弁護士は初代副会長に就任）。長野弁護士と鈴木教授は一高・東大の同級で、鈴木教授に「これほど弁護士に相応しい者はいない」といわれた。長野弁護士は、八幡・富士製鐵の合併や八幡製鐵政治献金事件、東急ヒルトン事件等当時の大型会社事件を数多く手掛けた。村上局長の後ろ盾もあり、商事法務は法曹界・学界等への大きな足掛かりを得ることができた。

村上長官は、最高裁退官後、商事法務の特別顧問に就任。寡黙だけれど、圧倒的な存在感があり、民事局関係者の間で「村上天皇」と呼ばれた。以来、商事法務では“政治とは距離を置く”のが伝統となり、今日に至っている。

- 10) 大隅健一郎『商事法六十年』（商事法務、1988年）173頁。

- 11) 公益法人として認可されると、さすがに総会屋の発行する雑誌と間違われることはなくなった。城山三郎『総会屋錦城』（昭和33年下期の第40回直木賞受賞作品）が発売されるや、“総会屋”の名前は一般にも広く知れ渡った。『商事法務』誌上でもしばしば関連記事を掲載し、大住達雄ほか「匿名座談会 最近における特殊株主の動向と株主総会の運営」（商事法務596号、1972年5月5日/15日）によると、当時の総会屋は1,700~1,800人といわれた。その後、総会屋は増加し、ピーク時には10,000人にも上ったという。

法務省民事局参事官として昭和56（1981）年改正商法の立案を担当した稲葉威雄弁護士（元広島高裁長官）は、「弁護士が、株主総会その他の会社法務に参画し、これをメシの種にするのは、昭和56年商法改正以降のことである。その前、総会は総会屋の跳梁する場であり、会社担当者もその対応に追われていた（企業の担当者も勉強はしていたが、理屈だけで対処できる状況ではなかった）」と記している（前掲5）7頁）。

- 12) 原安三郎会長が社長を務めた日本化薬は、戦時中も軍用火薬を製造せず産業用に徹していたため、戦後の公職追放を免れた。政府税制調査会会長等多くの要職を歴任。

民商事法関係者が集う「商事法務・忘年会」では、その年に話題になった法律トピックスに絡めた福引とその景品を原会長自らが考え、参加者全員に配った。恒例行事でもあり、ウイットに富んだコメントは参加者からは好評だったが、景品を用意する事務方はなかなか大変だった。

- 13) 創立当初の役員は、原会長のほか、副会長：長野潔（弁護士・元法務省局長）、理事：大住達雄（三菱倉庫社長・弁護士）、堀武芳（日本勧業銀行頭取）、堀越禎三（経団連事務局長）、奥村綱雄（野村證券社長）、伍堂輝雄（日本鋼管取締役）、監事：金子佐一郎（十條製紙副社長）、山根篤（弁護士）〈当時の肩書〉だった。

大住達雄弁護士のエピソードについて、畔柳達雄弁護士（兼子・岩松法律事務所）は、「1950年代末、兼子法律事務所が、駿河台4丁目にあった頃、三菱倉庫社長を退任した大住達雄弁護士をお預かりした。麴町に大邸宅を構えることから麴町の旦那と呼ばれた大住先生（商事法務理事）は、10時を少し回ると自家用ベンツで事務所に現れる。間もなく携帯ラヂオの音が大きくなり、電話で話す声が漏れてくる。私には縁のない株取り引きの時間である。それが終わる頃、必ず現れるのが鈴木光夫（商事法務専務理事）さんだ。『旬刊商事法務』編集の相談だ」と記している（前掲5）379頁）。なお、取締役の競業禁止義務違反のリーディングケースとされる山崎製パン事件（東京地判昭56・3・26判例時報1015号27頁）では、大住達雄弁護士が訴訟代理人の一人となったが、相手方代理人には、当時、松本事務所に籍を置いていた鈴木竹雄弁護士等が名を連ねた（商事法務895号、1981年1月25日）。

- 14) 商事法務472号21頁（1969年1月5日/15日）。年会費は30,000円。

- 15) 創刊号から第53号までは、センターが発行元になっていたが、監査役協会設立に伴い、第54号（1974年3月25日）からは当協会が発行母体となり、現在に至っている。発刊初期の監査役の体験談を紹介した記事として、「明治・大正・昭和の監査役を語る」（神馬新七郎）〈第5号〉や、数回掲載された「監査役放談」等がある。

- 16) 監査役関連の書籍としては、菅原菊志ほか『取締役・監査役ハンドブック』（1965年）、矢沢惇『商法改正の諸問題』（1970年）、浦野雄幸『株式会社監査制度論』（1970年）等が発行されていた。

- 17) 国際商事法研究所：1962（昭和37）年より「海外商事法務調査会」として活動を開始し、1972年、社団法人国際商事法研究所として設立許可。2012年4月、一般社団法人に移行。

- 18) 経営法友会：1971（昭和46）年4月、“企業法務実務担当者の情報交換の場”として50社でスタート。現在の会員数は約1,300社。1980年から「経営法友会大会」を隔年ごとに開催。企業法務のキーワードをみると、臨床法務から予防法務、戦略法務、経営法務へと進化している。近年、法務部では弁護士有資格者が急増している（全国の企業内弁護士は約3,200名）。

NBL：1971年10月1日、商取引の法律ガイド誌『NBL(New Business Law)』として発刊。『商事法務』が会社法制を対象とする実務誌であるのに対し、『NBL』は商取引法を中心とする実務誌といえる。

- 19) 三戸岡道夫（日本大学教授）「株式会社法を中心にしたロウ・ビジネスの変遷史—旬刊『商事法務研究』No.1～500に拾う—」（商事法務500号、1969年10月5日/15日）は、監査制度改正について、「今回の改正問題が出てくるにおよんで、俄然フットライトを浴びている関係論文は、ほとんど毎号に及んでいる」とした上で、「商事法務研究会では、先ごろ『監査役センター』を設けて、監査役相互の意見調整・懇親などの仕事をはじめているが、同センターの機関誌『月刊監査役』も、その将来が囁目される」と記している。自身も、『月刊監査役』に「監査役と株主総会の関係はどう変わるか」（第16号）等を寄稿している。

三戸岡氏（日魯漁業）は、株式実務担当者で組織される「東京株式懇話会（株懇）」（1931年発足）の当時のリーダー的存在（同会会長）で、『商事法務研究』創刊時から多くの実務解説を執筆してきた。当時、株主管理は発行会社自らが行うことが多く、株式課、総務課等が株主総会対応も行っていた。

法制審議会商法部会開催状況（第41回～第72回）

回	日時	議長	テーマ	備考
41	昭和41（1966）11.2	鈴木竹雄	今後の検討課題	
42	昭和42（1967）3.22	鈴木竹雄	機関（監査）	
43	4.26	鈴木竹雄	機関（監査）	
44	昭和43（1968）1.31	鈴木竹雄	機関（監査） B案による改正方針を決定	
45	昭和44（1969）2.26	鈴木竹雄	機関（監査）	
46	3.26	鈴木竹雄	機関（監査）	
47	4.16	鈴木竹雄	機関（監査）	
48	4.30	鈴木竹雄	機関（監査）	
49	5.14	鈴木竹雄	財産目録、中間配当	
50	7.2	鈴木竹雄	要綱案まとめ（監査）	
51	7.16	鈴木竹雄	要綱案まとめ（監査）	
52	10.29	鈴木竹雄	商業帳簿、有限会社の監査等	
53	12.3	鈴木竹雄	計算	
54	12.17	鈴木竹雄	商業帳簿等	
55	昭和45（1970）1.21	鈴木竹雄	要綱案まとめ（商業帳簿等）	
56	2.18	鈴木竹雄	要綱案まとめ（商業帳簿等）	
57	3.4	鈴木竹雄	要綱案まとめ（商業帳簿等）	
58	5.6	鈴木竹雄	今後の検討課題、船責法	
59	6.3	鈴木竹雄	今後の検討課題	
60	7.1	鈴木竹雄	今後の検討課題、転換社債	
61	7.22	鈴木竹雄	休眠会社の整理、転換社債	
62	9.16	鈴木竹雄	準備金の資本組入れ、休眠会社、 転換社債	
63	9.30	鈴木竹雄	額面・無額面の転換、自己株取得等	
64	10.14	鈴木竹雄	58回以降のまとめ	
65	10.28	鈴木竹雄	帳簿の電磁的記録等による保存	
66	12.23	鈴木竹雄	意見交換会	
67	昭和46（1971）6.30	鈴木竹雄	商法改正案の経過報告	
68	10.6	鈴木竹雄	船責法、商法改正事項	
69	昭和47（1972）6.14	鈴木竹雄	船責法、商法改正案の国会提出断念の 理由	
70	12.5	鈴木竹雄	船責法	(2日目) 12.6
71	昭和48（1973）3.29	鈴木竹雄	商法改正法案の説明等	
72	12.12	鈴木竹雄	国会審議の経過	

※『会社法の選択』（商事法務、2010年）1154～1155頁より引用

法制審議会商法部会委員・幹事名簿

昭和49(1974)年改正(昭和45(1970)年10月28日現在)
 (注) ☆印は法制審議会委員を示す。

(部会長)		林 信一	内閣法制局総務主幹
☆鈴木竹雄	上智大学教授	志場喜徳郎	大蔵省証券局長
(委員)		両角良彦	通商産業省企業局長
鴻 常夫	東京大学教授	川島一郎	法務省民事局長
江村 稔	東京大学教授	(幹事)	
矢沢 惇	東京大学教授	竹内昭夫	東京大学教授
大森忠夫	京都大学教授	谷川 久	成蹊大学教授
小町谷操三	東北大学名誉教授	川寄義徳	最高裁判所事務総局 民事局第一課長
田中誠二	青山学院大学教授	渡辺忠嗣	最高裁判所事務総局 民事局付
津田利治	慶應義塾大学教授	梅田晴亮	内閣法制局参事官
西原寛一	神戸学院大学教授	久保忠武	大蔵省証券局 企業財務第二課長
石井照久	成蹊大学学長	谷川 輝	法務大臣官房司法法制 調査部司法法制課長
黒沢 清	独協大学教授	大前和俊	法務大臣官房司法法制 調査部付検事
☆大住達雄	弁護士	青山 達	法務省民事局第四課長
金子佐一郎	十条製紙会長	味村 治	法務省民事局参事官
☆原 安三郎	日本化薬社長	田辺 明	法務省民事局参事官
鈴木忠一	司法研修所長		
岡部行男	東京高等裁判所判事		
井上綱雄	弁護士		
矢口洪一	最高裁判所事務総局 民事局長		

※『会社法の選択』(商事法務、2010年)1173頁より引用

略歴

氷室 昭彦 (ひむろ あきひこ)

1975年、中央大学法学部卒業。1976年、商事法務研究会入社。雑誌(商事法務、NBL)編集、出版企画、研修事業等を経て、『月刊Credit & Law』編集長(1989～2002年)。2002年、同研究会理事(～2018年)。2022年、合同会社CLCを設立、代表社員に就任。『TSR情報』(東京商工リサーチ発行)に「会社を強くする! 弁護士活用術(全33回)」を掲載(2020年4月～2022年12月)。

現在、『帝国ニュース』(帝国データバンク発行)に「倒産弁護士の歴史」を連載中。

(合同会社CLC) 弁護士・公認会計士に特化した社外役員の人材紹介サービスを提供。同社代表及び顧問を中心に、長年にわたって構築してきた弁護士業界との幅広いネットワークを活かして、豊富な情報提供とマッチングサービスを行う。監査役等(常勤・非常勤)の人材サーチにも対応。

